

東 弁 往 来

第38回 法テラス長崎法律事務所



法テラス長崎
法律事務所
(長崎県長崎市)

長崎県弁護士会会員 佐田 英二 (63期)

2010年12月弁護士登録。東京弁護士会に入会。同会では、犯罪被害者支援委員会に所属。2012年7月に長崎県弁護士会へ登録換え、現在に至る。

1. 長崎の佐田です！

63期の佐田英二と申します。2011年1月からの1年間、東弁の公設事務所である渋谷パブリック法律事務所で法テラススタッフ弁護士（以下「スタ弁」といいます）としての養成を受けた後、半年間の法テラス東京法律事務所勤務を経て、2012年7月に法テラス長崎法律事務所へ赴任致しました。

1年半の東弁在籍中、会員の方々には、養成を始め、犯罪被害者支援委員会や東京三会災害復旧・復興本部内都内避難者PT等の活動で、大変お世話になりました。有難うございました。

2. 長崎県・長崎市の特色

長崎県は、東京から西南西に960km、九州島の西端に位置します。日出日入時刻が東京よりも約45分遅れで、夏は夜8時くらいまで空が明るく、冬は午前7時近くまで暗いです。東京で約30年間暮らした私にとって、日出日入時刻の違いが一番、古巣を遠く離れて遥か西にやって来たと実感する事でした。

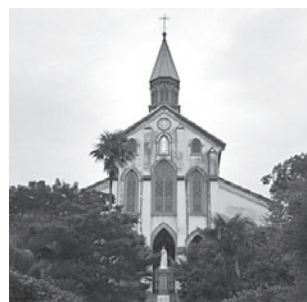
島嶼数は国内1位、海岸線の長さは北海道に次ぐ2位、海岸線から15km以上の地点はなく、海と縁深い地域です。長崎本所の当事務所は、県内全域を視野に入れて活動していますが、どこへ行くにも常に海を見ながら移動することになります。良質の魚が安く手に入り、私は東京で刺身を注文しなくなりました。

長崎県は、江戸時代には7つの藩と天領等があり、地域によって異なる文化と歴史を引き継いでいます。

長崎市中心部は長崎奉行の管轄で、オランダ・清との交易が行われていたことから、3つの文化を融合した和華蘭文化が生まれました（長崎名物のカステラ、ちゃんぽん、角煮まん、それから卓袱料理等々、食文化によく表れています）。

外国交易の収益は民にも分配されたそうで、鎮西大社諏訪神社の祭礼である「長崎くんちの奉納踊」が盛大に行われてきた歴史があります。長崎市内では、精霊流し（8月15日）、おくんち（10月7日～9日）、ランタン・フェスティバル（旧正月）といったイベント事が毎年盛大に行われ、街を賑わせています。

キリスト教の繁栄と弾圧、復活という世界的にも稀有な歴史を持ち（現在、「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」の世界遺産登録を目指しています）、また、国内唯2つの被爆経験を有する地域である（高齢の依頼者から、被爆体験を聞くこともあります）等、特色ある文化と歴史を有する長崎への興味は尽きません。



国宝・大浦天主堂

3. 本所型のスタ弁として

法テラス長崎法律事務所は、スタ弁2名（62期、63期）と優秀な事務局3名の5名体制です。

弁護士1名当たりの事件数が減少している昨今、本所型スタ弁（地裁本庁所在地に設置された法律事

務所に勤務し、扶助・国選業務のみを行うスタ弁)としてどのように立ち居振る舞うべきか、常に考えながら、日々の業務に取り組んでいます。この点、司法アクセス障害の除去、事件の掘起し、弁護士業務の拡大が本所型スタ弁の本分と位置付けて、特に①アウトリーチと②委員会活動に注力しています。

4. アウトリーチ活動

ご自身で相談することを決めて弁護士のもとにやってくる方の相談はジュディケアの方々にお任せして、高齢者・障害者・受刑者の出張相談、連携先の関係機関からの紹介案件を中心に取り扱っています。

私の赴任前から、法テラス長崎法律事務所は関係機関との連携に注力していました。その流れに乗るかたちで私は、研修会の講師を務め、勉強会を自ら企画・実施し、懇親会で笑いを取る等して、医療福祉職と顔馴染みになって“弁護士の売込み”をしました。

今では、地域包括支援センターや社会福祉協議会を始めとする関係機関の顔馴染みから、気軽なお問合せを頂戴するようになっていきます。気軽なお問合せのメリットは、受任前の早い段階に、関係者の集まるケース会議で地均しができることです。受任後も責任感の強い福祉職の手助けがもらえて、大変助かります。

ここで培ったネットワークは、受任事件の処理をするに当たっても、大いに役立っています。医療的・福祉的支援が必要な民事・刑事の依頼者を、依存症治療、就労支援、療育手帳取得支援等々の医療と福祉にスムーズにつなげるようになりました。

こちらから出向いて行くことが多く、移動に相当な時間が奪われて首が回らない毎日ですが、出向いたからこそ広がるネットワークがあり、仕事が仕事を呼ぶのを実感する、充実した日々を過ごしています。

5. 長崎障害者司法福祉勉強会

長崎県弁護士会に登録換えして3年目に入り、委員会では、福祉関係機関との懇談会等の事業の企画ができるようになってきました(もちろん、スタ弁として培ったネットワークを最大限に活用しています)。

複数実現した企画の中から、ここでは、高齢者等



ある講演会の様子

権利擁護委員会での「長崎障害者司法福祉勉強会」(愛称：ながさき法社会)を紹介したいと思います。

ながさき法社会は、「障害者支援の拡充のため、行政・福祉関係者と弁護士が互いの業務を理解し、顔の見える関係を構築することで、協働の素地を作る」ことを目的として、県内を3地区に分けて実施しています(私は、全体のとりまとめと、長崎市を中心とする県南地区の担当者を引き受けています)。

2か月に1回、行政・福祉関係者と弁護士各1名からの話題提供・意見交換という構成で1時間の勉強会を行った後、2～3時間の懇親会で親睦を深めています(経験上、宴席が一番、仕事につながります)。毎回、約60名の方にお集まりいただき、盛会です。

今年1月の回では、特別企画で模擬法律相談を行いました。仮想事例について、行政・福祉関係者に弁護士への質問を検討してもらった後、事例を知らない弁護士に相談してもらった組立てです(弁護士には相談後に事例を見せ、振り返りをしてもらいました)。

「これまで相談した経験がなかったが、イメージが持てた。今後は積極的に相談したい」(福祉職)、「相談中の事案のイメージが、相談後に事例を読んだら違っていた。このギャップの可能性を発見できた」(弁護士)等の感想を頂戴し、大変好評でした。このアイデアは今後、他分野にも広げて行きたいと思っています。

6. 引き続き長崎で

私は犯罪被害者支援に取り組みたいと思って、弁護士になりました。しかし、まだ長崎では納得の行く活動ができていません。私は、任期を長崎で更新する希望を出して、幸い2017年12月まで引き続き当事務所に勤務できることになりました。今後は、犯罪被害者支援に注力しつつ、引き続き長崎で、司法ソーシャルワークの実践に一層励んでいきたいと思っています。